

令和5年度 第3回浜松市男女共同参画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室
- 3 出席状況
(1) 委員 石原和代委員、犬塚協太委員、今泉るり子委員、金田知久委員、葛島昌己委員、鈴木春光、和田清子委員 ※50音順
(2) 事務局 河合多恵子UD・男女共同参画課長、鈴木大祐UD・男女共同参画課長補佐、森田毅彦共同参画グループ長、飯島奏子、名倉みゆき
- 4 傍聴者 3人 ※うち報道関係者1人
- 5 議事内容 令和5年度男女共同参画主要事業実績報告(経過報告)
令和5年度男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査結果報告
次期男女共同参画基本計画
- 6 会議録作成者 荒石由記美
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無:有)
- 8 配付資料 (1)次第
(2)令和5年度男女共同参画主要事業実績報告(経過報告)【資料1】
(3)令和5年度浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査結果報告書【資料2】
(4)次期浜松市男女共同参画基本計画について【資料3】
- 9 会議記録 次頁以降のとおり

1 開会

事務局

令和5年度第3回浜松市男女共同参画審議会を開催する。

2 議題

- ・令和5年度男女共同参画主要事業実績報告（経過報告）
- ・令和5年度浜松市の男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査結果報告
- ・次期浜松市男女共同参画基本計画

事務局

- ・令和5年度男女共同参画主要事業実績報告（経過報告）【資料1】の説明

犬塚会長

事務局から説明があった、令和5年度男女共同参画主要事業実績報告（経過報告）【資料1】につきましてご意見・ご質問はあるか。

鈴木委員

【資料2】スライド11のDV相談専用ダイヤルについて、実績をみると相談件数が減ってきている。DVの相談はしやすい環境になってきていると思うが、減少傾向にあるのはなぜか。

事務局

令和2・3年度についてはコロナ禍により相談件数が比較的高かったが、その後は少し落ち着いた状況である。DV相談専用ダイヤルはDVに関する相談を受けているが、その他の相談についてもかかってくることもある。DVに関する相談件数は概ね同じであるが、内容がDV以外の「その他」について、ある特定の頻回相談者が繰り返し相談をしてきていたが、それが令和4年度以降は減少したことも全体件数減少に影響していると思われる。最近の相談内容の傾向としては身体的な暴力だけでなく、それ以外に言葉によるもの、精神的暴力、モラハラ、経済的暴力などが見られる状況である。

葛島委員

スライド13のデートDV防止啓発出前講座について、開催回数が6回とあるが、今後、出前講座を増やしていく考えはあるか。

事務局

若年層のデートDVの啓発は非常に重要と考えている。この講座はあいホール事業の一事業として実施している。予算や他の講座との回数バランス、講師との調整などにより6回の開催としているが、今後、広げていくことも検討していきたい。

石原委員

スライド4の三遠南信地域女性交流会について、私も参加させていただいた。ここ数年間はコロナ禍で中止やリモート開催であったが、今年度は久しぶりに会場集合型で開催され、意見交換も活発になされて素晴らしい会議となった。参加人数について、浜松市の場合は各団体2名までという人数制限がされていたが、4・5名で参加できるとよかったのではないかと思う。飯田市は遠方ということもあり参加者が少なかった。今後、豊橋市や飯田市と調整が必要かと思うが、定員を増やしていただき、なるべく多くの方が参加できるようお願いしたい。

事務局

この事業に関してはコロナ禍により中止やリモートなどを経て、今年度は現地で集合し大変盛り上がった。定員についてはコロナが第5類に移行したとはいえ、まだ注意が必要であり、人数制限をした。それに加えて、各自治体の参加者のバランスを考慮した。浜松市だけ人数が多く、他市の人数が少ないとグループワークの際のバランスが悪くなるため、浜松市については各団体2名とさせていただいた。

和田委員

スライド7のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ推進庁内プロジェクトについて、当初の頃、「男性職員も対象に含めるよう」意見を申し上げたところ、「まずは女性職員から」ということで、消極的なようにつながった。一方、浜松市立高等学校の男子生徒が生理についての取組を行ったことなど、積極的に取り組むところもある。資料によると「関係課により改善の取組が行われた」とあるが、特別に意識の改革のための取組を行ったのか。

事務局

令和4年度にプロジェクトチームを作り、まずは女性職員からということで始めたものである。改善提案などを行い、全庁的に取り組むことができた。今年度は男性職員も含めて、スライド6の「ミモザ・プロジェクト×庁内組織活性化研修」を行った。男性職員にも、アンコンシャス・バイアスを取り払い、女性の健康課題について学んでもらった。

今泉委員

スライド8の生理用ナプキンディスペンサーについて、話を聞く機会があった。設置された直後は物珍しさで生徒たちも盛んに活用しているようであったが、段々と日常的なものになり、本来の目的での使用に落ち着いていくものと思われる。令和6年度も継続するとあるが、さらに設置場所を拡大していく計画はあるか。

事務局

社会実装を図っていききたいので、設置場所を拡充していきたいと考えている。ただし、このディスペンサー機器はシャープ株式会社に委託して製作したオリジナルのものであるため、商品化されるまでには時間がかかるので、状況をみながら検討していきたいと考える。また、浜松市立高等学校に設置したことで、男子生徒の生理に対する意識が高まったということがアンケート結果からも分かり、非常に効果があったものとする。

犬塚会長

スライド13のDV防止支援事業について、デートDV防止啓発前講座は高校生対象であり、理解度もほぼ100%と大変良い結果となっている。一方、DV防止講演会のアンケート結果は理解度が75.5%となっており、他事業と比較すると少し低い結果となっている。講師は同じなので、受講者の違いが反映されているかと思うが、要因は何か。

事務局

この講演会については、3月11日に旧浜北区民生委員児童委員を対象に行ったものである。DVの背景には生活困窮や児童虐待等、様々な問題が複雑に絡み合うことがあると考えている。地域の最前線で地域の皆様と関わる機会が多い委員の方々にDVの基本知識を知っていただき、相談支援につなげていただきたいということで、今回の講演会を開催した。理解度が比較的低い要因としては、資料やスライドの文字が小さく見づらいなど、環境的なものが要因としてあったと考えられる。

犬塚会長

参加者は70歳以上で比較的年齢が高い方が多いと思われる。参加者の特徴に合わせてご配慮いただければと思う。

金田委員

スライド13のデートDV防止啓発前講座は非常に大切であると思う。開催回数は6回ということであるが、公立高校・全日制を対象に開催しているのか。現在市内には通信制の高校が20校以上あり、県が認可しているところだけでなく、全国展開の学校もある。よい講座だと思うので、通信制の学校にも対象を広げて欲しい。

事務局

私立高校も含み、定時制や通信制で行ったこともある。あいホールと調整し、検討していきたい。

事務局

- ・令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査・事業所実態調査結果報告【資料2】
- ・次期男女共同参画基本計画【資料3】の説明

犬塚会長

事務局から説明があった「令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査・事業所実態調査結果報告」【資料2】、「次期男女共同参画基本計画」【資料3】についてご意見・ご質問はあるか。

鈴木委員

市民意識調査・事業所実態調査結果について、「男女平等の意識」では学校教育の場が突出している。学校教育は非常に大事であり、生活の基盤となるものである。学校で男女平等の意識を持ち、ここから職場、地域活動、家庭へと出ていく。学校の役割は重要であり、この意識が他分野にも反映されることを期待するものである。何かよい方法はないか。

事務局

学校教育の場が平等である割合が高い結果となったが、男女共学が増えているから平等であるのか、教育に関する施策や方針決定の過程である校長・教頭の女性の参画は果たしてどうなのかを考えたときに疑問の残る結果である。教育の場が一番の基礎と考えるので、ここを重点的に発信していきたい。

犬塚会長

補足させていただきたい。このような調査では、必ず「学校教育の場」は男女平等であるという結果となる傾向がある。しかし、ここには重大な問題が隠れている。学校教育の理念、いわゆる建前上は男女平等となっているはずであるが、実態を細かくみていくと簡単に平等とは言えない。例えば、一般教員における女性の割合は高いが、校長、教頭等の管理職は男性の割合が高い。職場の男女間格差を学校教育の場が反映しているということでもある。このようなことが特に意識されないまま、社会の中の不平等が学校の中でも様々な形で存在しており、教育内容にも影響している。これは社会学において「隠れたカリキュラム」と称している。教員の性別の構成比が異なることや、教科書の内容にもジェンダーバイアスがかかっている。また、教科活動や部活動などでも男女を分ける考え方がはっきり残っており、生徒や教員が気づいていないジェンダーの不平等、格差が存在している。ここまで意識が至っていないため、調査では学校だけが突出して平等であるという結果になってしまう。「隠れたカリキュラム」に気づいていただき、解決のために何が出来るか、教育の現場で考えることが必

要である。一方で鈴木委員がおっしゃったことも大事である。学校の場合は平等であるが、学校を卒業して職場や家庭に入った途端に男女の格差を感じるという結果が見られ、今まで感じていた平等が実践されないというギャップがある。学校教育のあり方の中で、男女平等の取組をさらに進めていくと同時に、それを家庭や職場、政治分野などで男女間格差をなくすよう、実社会でもどのように繋いでいくかが課題であると思う。引続き学校教育の現場において、他の領域との接点をよく配慮し、様々な施策を行っていく必要があると思う。

金田委員

【資料 3-1】について二つ質問させていただく。一つは用語についてである。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉であるが、前回の審議会でも質問させていただいた。全く知らない言葉であり、調査結果からもそれが分かる。事務局からは認知されていない言葉だからこそ広めたいと説明があった。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの説明であるが、同じ資料であっても「女性の」が入っているもの（性と生殖に関する女性の健康と権利）と入っていないもの（性と生殖に関する健康と権利）がある。用語の使い方、特にキーとなる重要な用語の規定や使い方などについては丁寧に行っていくのがよい。条例の第 3 条には「女性」が入っているが、他の部分には「女性」が削除されているから、今後は性別に関係なく進めていくということかと考えながら拝見した。今後、計画を策定していくと思うが、新しい用語については認識の違いが問題になることがあると思うので、特に丁寧にやっていただけるとありがたい。二つ目は、【資料 3-2】概念図のイメージが資料をいただいた段階では少し理解できなかったことである。説明を聞いていて少し分かった。基本計画を作るということは、目標があり、実態はこうなので、そのためにこのような手段を取って目標に近づいていく、というものと考え。図では、土台、柱、屋根部分として表されているが、【資料 3-3】の表を見ると、これらはどれも目標である。概念図は理解を広げる点で大事である。人によって捉え方が違うと計画を策定するうえでマイナスになることもあると思われる。目標を基礎・柱と表現するのが少し分かりにくい。現時点の概念図はどの様なイメージで作られているのか。次期計画の策定について、今までの計画をベースに作っていくのか、また、全く新しいものを作っていくのか、今後、どのように進めていくのかをお聞きしたい。

事務局

まず用語に関してリプロダクティブ・ヘルス/ライツは新しい言葉であるため、丁寧な説明をしていきたい。【資料 3-2】の概念図は家をイメージしており、基礎・柱・屋根という形にしたが、特に資料の中にその説明の記載がないので、分かりにくかったと思う。また【資料 3-3】の「目標」の標記については、今後見直しを行い、策定していきたいと思う。

犬塚会長

補足させていただきたい。リプロダクティブ・ヘルス/ライツという用語をより普及させるために使用していくということについてであるが、計画策定においてこの用語を使う自治体も増えてきているところである。言葉自体は世界的に 20 世紀より使われてきたが、日本では遅れている状況である。翻訳するとニュアンスがうまく伝わらないということもあるが、とにかく使っていこうということで国連をはじめ国際的なジェンダー平等の取組の場では使われている。浜松市でも積極的に用語を使っていくのはよいことと思う。世界的には「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」というように、「セクシュアル」を付けるのが常識となりつつある。「性の自己決

定権」を尊重することは、性の多様性にも関わる重要な問題である。今回はそこまではいかず、今回は「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」で統一するということはよいと考える。しかし、金田委員が言うように、意味をしっかりと規定していく必要がある。本来的にはリプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性別を問わずあらゆる人のための権利であり、自己決定権である。しかしながら、より尊重されるべきは、性や生殖の問題を生理的に心身全体で引き受けざるを得ない女性の健康と権利である。女性の自己決定権の尊重、これがメインである。そのため条例においても「女性の」が特に強調されているわけである。女性、男性だけにとらわれず、全てをカバーしようということではあるが、実際、世界的情勢をみても、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを使う際は「女性」を念頭においている。実際には女性が自己決定権を奪われることが多いからである。概念の説明の際には一般的な解説に加え、とりわけ女性に関してはより重視していかなければならないという説明に留意すべきである。二つ目の概念図についてである。概念図を家と考えるのも一つの方法である。金田委員の意見をよりストレートに表すならば、非常に抽象的ではあるが、【資料 3-1】基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市浜松」これを実現するための手段として、「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心なくらしの実現」、この三つを柱として並列することが分かりやすいという人もいると思う。一方でなぜ家なのかというと、意識の問題とそれ以外の問題を分けて考える必要があるからである。家庭、職場、学校、地域等の領域を超えて、全ての市民一人一人が意識をしっかりと持っていないてはならない。このジェンダー平等の意識の醸成が土台にないと、柱を建てることはできない。ジェンダー平等の意識は、年齢、性別、領域、立場を超えて必要なものである。これがあって、「安全・安心なくらしの実現」「固定的な性別役割分担からの脱却」を乗せることが可能となり、どれか一つが欠けても成り立たない。三つを柱として考えるか、ジェンダー平等意識の醸成を土台としてさらに上に手立てを乗せるか、そこはどちらが正解ということもなく、考え方の違いかと思う。全ての手立てが基本目標実現のために重要とするなら、三本柱の方がよいかも知れない。この点は意見を聞きつつご検討されてはいかが。

金田委員

概念図はイメージであるが、丁寧な説明が必要であると思う。家をキーワードとするならば、今後議論していただけるとありがたい。

和田委員

【資料 3-3】「審議会等への女性の参画拡大」について伺う。この件は今までも言われていることであるが、審議会によっては「専門性により女性の参画が難しい」と受けられることが多い。「性別により異なる評価はしない」とか、「あらゆる分野の女性の参画」と言われながら、ある特定の審議会では専門性が必要であると言われてしまう。本当に女性の人材がないのか疑問である。学校にはスクールカーストがあると聞くが、審議会の中にも見えないカースト制度があるのではないか。長い間、女性参画と言われつつ、変化なく塩漬けになっているのは、今の時代にそぐわないのではないか。ある審議会では女性委員がゼロである。これを公にしていかなければ変わらない。女性自身の努力も必要であるし、性別により異なる評価をされないような仕組みにしていきたい。市の努力も理解できるが、次の計画策定にあたっては、一歩踏み出していきたい。

事務局

専門性が必要であっても、意識を変えてもらうために、セルフチェックシートを用

意している。また、女性委員の割合が目標値に達していない審議会については、事前協議において、その理由を示させている。令和5年度においては、計画の目標値である35%を上回り、委員に占める女性の割合は35.6%となった。しかし、国の第5次男女共同参画基本計画においては、令和7年度までに40%以上60%以下とすることを目標としているため、今後、検討していきたい。

鈴木委員

【資料3-1】根拠法令として新規で「困難女性支援法」とある。【資料3-3】によると「女性活躍推進法」と「DV防止法」と重なる部分もあるが、困難女性とはどのような基準で定められているのか。

事務局

困難女性支援法は、令和6年4月1日から施行されるものである。これまでは売春防止法に基づきDV防止の対策が取り組まれてきたが、女性が抱える課題についてはDVだけではなく、生活困窮、経済的破綻、性犯罪被害、性暴力など、複雑化且つ多様化していることが近年のコロナ禍でより明らかになったところであり、女性支援の強化が求められることから、売春防止法の整理の中で新しく困難女性支援法が定められた。DVだけではなく、様々な困難も含まれるということから、考えられるところとして【資料3-3】(14)～(24)の範囲で設定したものである。

犬塚会長

困難女性支援法について、女性といってもそれぞれ特性や条件が異なり、多様な生活実態がある。そこにジェンダーが絡むことで、女性はより弱い立場に陥りやすい。具体的にはシングルマザーで子育てをしている方や、男性も含め家族が作れない、結婚できないといった未婚化が増えており、孤独・孤立などの問題となっている。男性にも関する問題ではあるが、生活が破綻するのは圧倒的に女性に多い。結婚しない、出来ない女性が増えていくことに伴い、困難を抱えて高齢化する女性たちが20～30年後には大きく増えていくことが危惧されている。孤立、生活困窮などの問題を抱える可能性がある方を積極的に支援していくものである。本法のカバーする範囲については、【資料3-3】の「安全・安心の暮らしの実現」が主になると考える。

犬塚会長

【資料2】の調査結果報告について、浜松市での特徴的な問題や重要な点、計画にも反映していかなくてはならない点について申し上げたい。概要版P.7の「ワーク・ライフ・バランス」について、仕事と家庭生活の優先度に理想と現実のギャップが見られる。仕事を優先することを理想とする人は少ないが、実際には仕事を優先せざるを得ない状況に置かれている人は多い。特に男性において、理想と現状に大きなギャップが見られる。家庭生活優先の人もいるが、実際の割合としては低い。本書ではさらに重要な注意点がある。性別と年代別でみると、理想と現状が極端にかけ離れているのは、男性の特に40歳代以下の世代であり、この世代は仕事を優先したいと希望するのは5%にも満たないのに、優先せざるを得ないのは40%を超えている。これは真剣に受け止めるべき重要な問題である。若い子育て世代の男性は本当に困っている。家庭生活を優先したいのに、実際には圧倒的に仕事を優先せざるを得ない。これは重要な問題として受け止めるべきであると考え。次期計画においてワーク・ライフ・バランスの問題をどのように位置付けるか。男性の家事育児参画と合わせて理解の促進が必要であり、当事者が望んでいても出来ない現状を作り出しているのは社会であって、具体的に言うならば男性が大きなギャップを抱え苦しんでいる現状について職場が本気で理解し、そのために職場を変えていくことに注力してもらわないといけな

い。【資料 2】DVに関するところで、「DVに関する知識はあるが経験は少ない」と説明されている。この解釈で本当によいのか気になるところである。回答者が、DVがどのようなものか理解しているのか、知識があると言い切っているのか、というところが気になる。調査結果では社会問題、人権侵害と理解しているが、そもそもどのようなことがDVにあたるか、実態が分かって回答しているか疑問がある。本書の質問の「どのような行為がDVにあたるか」において、いわゆる身体的暴力、経済的暴力、性的暴力については、これがDVであることは7割から9割の方は理解している。しかし、モラハラなどの精神的暴力、大声でどなる、交友関係を制限する、電話やメールなどを細かく監視する、他の異性との会話を許さないなど、このようなことについては必ずしも暴力と理解されず、「暴力に当たることも当たらないこともある」と解釈されることもある。2割から4割の市民がそのように考えている。そのような中で、本当にDVに関する知識を市民が持っているのかどうか。もう少しDVの理解について考えていかなければならない。実際に暴力を受けたことがある人が14.5%という数字であるが、これは必ずしも少ないとは言えない。被害を受けた当事者自身が、自分がDVの被害者と理解したうえで回答しているのか疑問がある。精神的な暴力などの理解度の低さから、DV被害者であるという自覚がないまま、「被害を受けていない」と回答している可能性もある。市民に対してDVがどのようなものであるか、暴力の種類、程度、実態について一層の啓発が必要である。それらを踏まえたうえでないと、「DVの知識はあるが経験は少ない」という結論には至らない。概要、本書ともに、このDVに関する知識と経験に関する解釈を見直した方がよいと思う。

犬塚会長

本日の議事を終了する。

3 閉会 事務局

以上をもって、令和5年度第3回浜松市男女共同参画審議会を閉会する。